



5月

暑いと思うような風が吹きはじめます。空には「こいのぼり」、いつもの風景ですが、気持ちのよいさわやかな季節です。

5月は、さわやかさとともにいろいろな行事も多く、楽しさいっぱいです。汗をかくことの少なくなつた私たちですが、戸外で思いきり動いて頭の回転もよくなります。

1日はメーデーです。国際的な労働者の祭りとして位置づけられていますが、南国市でも市内で集会をして、あらゆる階層の「はたらき者」の出会いと話し合い、連帯感を強くする場所としたいものです。

3日は憲法記念日。民主主義の原典を実際の生活にどう生かしていくのか考えてみてください。

地方の時代といわれる昨今ですが、市が具体的にみなさんの生活を格段によくするなどの芸当は至難です。今年度の施政方針にも南国市という地方の一市の、特に財政的な悩みがこじみでています。政治や行政が私たちと少しずつはなれていっているような気がするのには幻覚であってほしいものです。

政治や行政にかかわる唯一の手段「選挙」を、もつと重大に考えて行使するとともに、引き続いてその経過と結果を見つめる義務が有権者にはあると思うのですが...

5日はこどもの日。私たち大人がどれだけ子どもに責任をもっているのか、課題はつきません。

13日は母の日。女性の地位向上がいわれる昨今ですが、そのためには男性の検討が不可欠ではないでしょうか。

国民年金

住所・支払機関変更届

変更したときはすぐ提出を

年金をもらっている人が、住所や年金を受け取る機関（銀行や郵便局など）を変更したときは、すぐ「住所・支払機関変更届」を市民課年金係窓口へ提出してください。

この届を出し忘れたり、出すのが遅れたりすると、年金の支払月になっても支払い通知書が届かなかったり、年金の受取りが遅れたりします。また、年に一度の現況届の用紙もお手元に届かなくなり、年金の支払いが一時差し止められるということにもなります。

このように変更の届出が遅れると、年金をもらうときにいろいろな制約を受けたり、せっかくの年金が定期的にもらえないなど、大きな不利益をうけることとなります。

「市民課年金係」

家族みんなで加入を

市民交通傷害保険

「交通事故の救済は市民みんなの手で」を合言葉に昭和四十三年から続けている「市民交通傷害保険」の契約を更新する時期になりました。

五十四年度の加入申込みを五月一日からはじめますので、家族みんなでも多数加入していただくようおすすめします。

この保険は、南国市に住んでいる人および南国市内へ通勤、通学している人ならどなたでも加入できます。一年分六万円という安い掛金でありながら、傷害の程度に



こいのぼりは電線から離してたてましょう

電線の近くに、こいのぼりはたてないようにしましょう。アルミボールなど金属製のものは、とくにご注意ください。

「タバコ」は市内で買いましょう

みなさんが日頃吸っているタバコには、一本につき約一円二十銭の消費税がかかります。タバコを市内で買うと、この消費税が南国市へ入ります。五十三年度はこの総額が約一億二千万円と、文字どおり、ちりも積もれば山となるのです。

最近、タバコの吸いすぎでいろいろの害をおこすことがよくいわれています。健康に気をつけて吸いすぎないようにしましょう。

しかし、タバコが生活の一部になっている人も多くいます。同じタバコを吸うなら、市内で買ってください。

五十四年度『自動車税』

お知らせとお願い

■いつまでに、どこへ……
お届けした納税通知書により、五月三十一日までに、指定の窓口へ納めてください。

安全で便利な預金口座振替納税をおすすめします。

■納税証明書
納税証明書がなければ車体検査は受けることができません。必ず納めてください。

■自動車税の減免の手続きは……
身体障害者などに対する自動車税の減免を申請される方は、五月二十四日までに手続きをおえてください。

技能士になりたい人へ

訓練課程通信講座

安芸総合高等職業訓練校では、一級、二級技能士訓練課程の通信講座の生徒を次のように募集しています。

■募集職種：（一級）機械加工、（二級）機械、仕上げ、板金、配管、（二級）機械、仕上げ、機械製図など29科。

■受講料：（一級）八千円、（二級）六千円

■受講は一年間で修了。申込みはいつでも受付しています。

五月にご用心!!

今春、中学卒業生のお父さん、お母さん

希望に胸ふくらませて新しい学校や職場の門をくぐってから一カ月が過ぎました。

この時期は、少年たちにとって、当初の緊張感が薄らぐとともに、一種の解放感と環境の変化、学習や仕事のきびしさなどからややもすると自覚と自信を



家族が何でも話せるあたたかい家庭

を中退したり、せっかく選んだ職場を離れる少年が年々増加しています。

お父さん、お母さん……「進学

今月の納税

5月は固定資産税1期分の納付月です。納期限は5月31日以内です。

主婦のパートと税金

最近、パートタイムで働く主婦が多くなっています。そこでパートによる収入と税金の関係ですが、収入が一定額を超えると夫の所得から配偶者控除（二十九万円、年齢七十歳以上）の人は三十五万円）が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。

パート収入は通常、給与所得になりますから、給与所得控除（年収二十五万円までは一律五十万円）を差引いた額が二十万円以下であれば、配偶者控除が受けられます。

また、二十九万円（基礎控除）を超えると、主婦自身に税金がかかります。

パートの年収と税金の関係は、次のとおりです。

パート収入と所得税		
パートの収入	夫の所得から配偶者控除が受けられる	パート収入に所得税がかかる
70万円以下	受けられる	かからない
70万円超79万円以下	受けられない	かからない
79万円超	受けられない	かかる